

令和5年6月12日

令和5年度第3回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和5年6月12日（月曜日） 午後1時00分
2. 開会場所 柳川庁舎 2階 大会議室
3. 閉会年月日 令和5年6月12日（月曜日） 午後1時59分

4. 議案

- 議案第9号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案第10号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 議案第11号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第12号 農用地利用集積計画の決定等について（農地中間管理権の取得）
- 報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の受理について
- 報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の受理について
- 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- 報告第10号 令和4年度農地等の利用の最適化の推進に係る活動の点検・評価について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

| | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1番 秋谷 進 | 2番 安部 浩一 | 3番 一戸 昭憲 |
| 4番 大柳 建秀 | 5番 鎌田 清勝 | 6番 工藤 隆志 |
| 7番 窪寺 洋志 | 8番 齊藤 光朗 | 9番 澤田 今日一 |
| 10番 堤 武久 | 11番 豊川 明子 | 12番 長野 英雄 |
| 13番 中村 美喜雄 | 14番 成田 貴吉 | 15番 西澤 清光 |
| 16番 野口 友子 | 17番 福士 修身 | 19番 山田 正樹 |

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

| | | |
|-----------|--|--|
| 18番 安田 昌樹 | | |
|-----------|--|--|

7. 農地利用最適化推進委員出席者の番号及び氏名

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 千島 修 | 2番 澤田 秀一 | 4番 工藤 隆正 |
| 5番 木立 忠徳 | 6番 風晴 繁雄 | 7番 山内 洋一 |
| 8番 山田 五月 | 9番 川村 忠則 | 10番 佐藤 量一 |
| 11番 小泉 作郎 | 13番 石川 正光 | 15番 野呂 正幸 |
| 16番 石村 英康 | 17番 三上 紘史 | 18番 出町 鉄昭 |
| 19番 細川 隆雄 | | |

8. 農地利用最適化推進委員欠席者の番号及び氏名

| | | |
|----------|-----------|------------|
| 3番 福士 博人 | 12番 齊藤 直美 | 14番 奈良岡 和也 |
|----------|-----------|------------|

9. 会議に従事した職員の職氏名

| | | | |
|-----------|-----------|---------|---------|
| 事務局 長 | 小 笠 原 訓 史 | 事務局 次 長 | 工 藤 哲 也 |
| 事務局 分 室 長 | 佐 藤 保 | 主 幹 | 古 田 正 之 |
| 主 幹 | 工 藤 武 | 主 査 | 山 内 武 志 |
| 主 査 | 後 藤 吏 央 | 主 事 | 齋 藤 諒 |
| 主 事 | 前 田 泰 仁 | | |

10. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

○事務局次長より出席委員の報告

青森市農業委員会農業委員 19 名中 18 名が出席しております。過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。また、農地利用最適化推進委員は 16 名が出席しております。

では、議長、よろしくお願いいたします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、ただいまから、令和 5 年度第 3 回青森市農業委員会月例総会を開会します。

あらかじめ皆様にはお願いしますが、コロナ対策のため、発言の際は、起立はせずに、挙手のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくお願いいたします。また、議事録作成のため、録音しておりますので、発言の際はマイクを受取ってから発言くださるようお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。11 番豊川明子委員、12 番長野英雄委員の両委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、両委員にお願いします。

引き続き会期を定めます。会期は、本日 1 日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第9号を議題とします。事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 議案のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が3件、使用貸借権設定が2件となります。

個別の内容につきましては、議案書の2ページに記載しておりますので、要約して説明させていただきます。

右から二つ目の欄の申請事由をご覧ください。

申請事由としては、譲渡人又は貸人については、贈与や労力不足のためであり、譲受人又は借人については、特定遺贈、贈与、新規就農及び経営規模の拡大のためという理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しており、その調査内容につきましては、お手元に配付している「調査書」のとおりとなります。

なお、調査書記載の不許可要件については、これまでも説明しているとおり、本年4月1日から下限面積要件が廃止となっていることから、農地面積は問わず、その他記載の不許可要件に該当するかの審議を行うということになります。

それではご審議のほどよろしくをお願いします。

○（西澤清光会長職務代理者）

それでは、まず、2ページ目の所有権移転 申請番号42番●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者である●●●●さんを入場させてください。

（●●●●氏 入場）

○（西澤清光会長職務代理者）

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

●●●●です。お姉さんが使っていた土地を私は残したくて来ました。

○（西澤清光会長職務代理者）

申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏の娘

娘です。元々祖父から父が譲り受けていた土地だったんですけれども、名義だけは兄とか姉とかに、たらいまわしにされていたようで、50年近く畑を作っていたんですが、最後に名義を保持していたお姉さんが亡くなったので、自分の名前に変更したいということで申請しました。

○（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

1番秋谷です。●●さん今日のご苦勞様です。私、●●さんが現在取得しようとしている畑を見させて頂きました。非常にきちんと管理されておりまして、非常に結構だなと思っております。

●●さんに1点だけ。今管理されている菜園作り、どのような考えでこれから作目を増やそうとか、今までどおりやろうとか考えていると思いますが、どういう畑作りをしようと思っておりますか。お聞かせください。

○（西澤清光会長職務代理者）

代弁でもよろしいですよ。

○●●●●氏の娘

特に営業的な事は考えていなくて、家庭菜園の延長のような形で好きな野菜を作っていきたいと思っています。

○1番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございます。

○（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

2 番安部です。重要なこととお伺いしたいんですけど、ご高齢です。次に農地を維持していく方はいらっしゃるのでしょうか。予定はちゃんとしているのでしょうか。

○●●●●氏の娘

兄が一人おりまして、兄がもし帰ってきたら続きをやるかもしれないですし、私が後を継ぐかもしれないという段階で今はいます。あと 10 年位は、本人がやりたいと頑なに思っていると思いますので、それくらいの間に考えようと思っています。

○2 番（安部浩一委員）

お兄さんということは、今の●●さんのお兄さんですか。

○●●●●氏の娘

私の兄です。息子です。

○2 番（安部浩一委員）

出来れば、農地って実際のところ、代が変わると耕作放棄地になりがちなので、今から引き継ぐ方をしっかり考えて頂ければ助かりますし、せっかく切り開いて良いものを作っているのであれば、尚更そこら辺を考えて頂ければ、ありがたい話だと思いますので、よろしくお願いします。

○●●●●氏の娘

わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

ないようですので、それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

続きまして、2 ページ目の所有権移転 申請番号 44 番の●●●●さんは新規就農の方で、ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者である●●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

まず、簡単に自己紹介と、申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

●●●●と申します。今勤務しておりますのは、青銀の方に勤務しております。

申請に至った理由としては、農業に携わる方のご融資とかをやる事が多く、興味を持っていたという事と、あおもり藍や青森カシスを休みの日にお手伝いしております、大変ですけれども、そういった事をやってみたいなと思ひまして、今回申請させて頂きました。どうぞよろしく願いいたします。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

はい、秋谷委員。

○1番 (秋谷進委員)

1番秋谷です。今日のご苦勞様でございます。2点程お尋ねします。

まず1点目、今購入しようとしている畑、現況はどのような。もう作っているんですか。

○●●●●氏

元々は青森中央学院大学の学生さん達が圃場として実験で使っていた場所で、そこよりも大学に近い所が見つかったので、もう使わないという所を紹介頂いて、今買うところです。

○1番 (秋谷進委員)

そうですね。今までカシスがついていた。

○●●●●氏

今までは、そこにただの花弁ですね。今からいろいろやろうと思っています。

○1番 (秋谷進委員)

今購入しようとするのは約70坪ですが、これからまだ若いので、拡大してやっていこうという

考えなんかはないものでしょうか。

○●●●●氏

紹介頂いた方が、まずこれくらいの土地でやってみると、本当にやる気があるなら、次は田代平の方に土地があるので、そちらで本気でやるなら紹介するという事で、とりあえず今の大ききさでやってみて続けていきたいと思っていました。

○1 番（秋谷進委員）

頑張ってください、ぜひやって頂きたいと思います。以上です。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・ご意見ありませんか。

はい、安部委員。

○2 番（安部浩一委員）

2 番安部です。あおもり藍の融資とかに携わっていたのであれば、それを活かして藍とかの栽培に手をかけた方が楽なんじゃないですか。私も実際、あおもり藍を 2 年程栽培しました。頼まれて土地を貸して。見た感じは簡単でした。たばこと同じで、葉っぱ採って、干してって簡単に言いましたけど、その方が楽というか。

○●●●●氏

そうですね。私、銀行にいながら、あおもり藍の会社員になって、実際販売とか羽白の●●さんのお手伝いをさせて頂いたりして、プロの人達がいる前で変な話も出来ないですが、農薬をつかわないというか、農薬が飛散してこないような所となると、私が今買おうとしている土地のところは、みなさん家庭菜園みたいな感じでやっているの、なかなかそれだとダメなのかなと。

あおもり藍の方では、農薬をほとんど使用しないものをあおもり藍と言ってもいいよと言っているということだったので、自分はまだまだ初心者なので、野菜とかをやって農薬の知識がいたら挑戦してみたいと思っています。その前にカシスはやってみたいと思っていました。

○2 番（安部浩一委員）

もう一つですけれども、雲谷山吹って私の地元なんです。場所も私、確認してきたんですけど、農業従事予定日数 300 日って、雲谷の雪の深いところで 300 日って、どうなのかなって。

私、150 日でもどうなのって感じはするんですけど、300 日ってことは、ここの場所の外に平地の方でも取り込む予定なんですか。それとも、雲谷のところだけで 300 日を達成するんですか。

○●●●●氏

気持ちは 300 日で書きました。雪降れば、なかなか厳しいと思っています。うちの妻は、金融機関を辞めて、それをやりたいという事で、一緒に取り組むという事で 2 人併せてそれくらい。

○2 番（安部浩一委員）

場所的には市民農園が盛んなところで、隣もそうですよね。勉強になるところもあるかもしれないですけども、一応 300 日かと思って、わかりました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、長野委員。

○12 番（長野英雄委員）

すみません、本人ではなく、事務局に確認いいですか。

私、この新規就農の場合って 2 反歩以上とか 3 反歩以上の農地の方が対象だと認識していたんですけど、たぶんそれは間違いなのかな。この方、山林ですし、全部で 200 平米ですけど、今のうちに確認したいのですが、よろしかったでしょうか。

○事務局

先程、説明の中でも申し上げましたけれども、4 月 1 日から面積要件に関しては無しということになりましたので、今年度から小面積の方でも新規就農扱いということになります。

○12 番（長野英雄委員）

そうすると、地目が田んぼ畑でなくて、山林、雑種地なんでも新規就農やりたいといえ申請上げれる。

○事務局

地目に関しては、登記地目、課税地目とありますけれども、どちらかが田か畑になっていれば、農地という扱いになりますので、片方が雑種地で片方が畑というケースもありますし、その逆もありますけれども、いずれかに田か畑が入っていれば農地ということで、これまでもやらせて頂いていました。

○12 番（長野英雄委員）

細かい話ですと、今回●●●さんの場合、山林という地目だけど、どちらも田も雑種地も畑も。

○事務局

そうですね。営農計画書の方は、山林ということになっておりますけれども、課税地目がおそらく畑というかたちになっていると思うんですけれども。営農計画書の方は山林と書かれていますが、いずれにしても畑というものが入っているという事になります。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

よろしいですか。

そうすれば、私、一つ確認したいんですけれども、田代の方に規模拡大の話がありましたけれども、農業委員会の方には農地を売りたい、貸したい情報がありますので是非そちらを利用して頂いた方が農地の取得には便利なのかなと思います。よろしくをお願いします。

○●●●●氏

はい、わかりました。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

他にございませんか。

それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

(●●●●氏 退場)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

続きまして、2 ページ目の所有権移転 申請番号 46 番●●●●さんは新規就農の方で、申請者ご本人がお見えになっておりますので、事情をお聞きのうえ、ご審議願います。

では、申請者である●●●●さんを入場させてください。

(●●●●氏 入場)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

まず簡単に自己紹介と申請に至った理由等をお願いします。

○●●●●氏

●●●●と申します。私は以前から農業に関心があり、2年前の退職後、弘前高等技術専門学校園芸実務科に半年間通いました。卒業後、田舎館の鉢花農家に1年間手伝いに行き、農業という職業を自分でもやってみたいと思いました。学校での知識と鉢花農家での手伝いで得た知識を活かしていけたらと思っています。これからの世代にも農業を広げていく力になればと思っています。

す。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、●●●●さん、これからどのようにして農業を経営していくのかなど、いろいろお聞きしたいので、よろしくお願いします。

質問・意見のある委員は述べてください。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、秋谷委員。

○1番（秋谷進委員）

●●●●さん、大変ご苦労様です。これから本格的に農業をやりたいというような意向のようでございますので、3点程お伺いします。

まず1点目、ピーマンと枝豆を作付けしたいと考えているようですが、ピーマンとか枝豆を作付けする時に、何が一番重要な技術だと考えていますか。これが1点目です。

2点目、借主である●●●●さん、どういう関係なのかお知らせ願いたい。

3点目、これから本格的に農業経営に取り組みたいという意向のようですので、将来どのような形で野菜作りをしていきたいとのか、その辺をご披露して頂ければと思っております。

以上です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

はい、お願いします。

○●●●●氏

ピーマンと枝豆最中なんですけど、虫と病気、状態みながら。

借主の●●●●は嫁のお父さんになります。

○1番（秋谷進委員）

お嫁さんのお父さん。

3点目、本格的にやりたいと思っているのであれば、こういう姿みたいなのを想定していると思いますが、その辺をもしご披露できるのであれば、披露して頂ければと思います。

○●●●●氏

少しずつですけれども、いずれ、ハウスを持ちたいと思っています。本格的に鉢花をやってみたいなと思っています。

○1 番（秋谷進委員）

はい、ありがとうございました。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

はい、澤田委員。

○9 番（澤田今日一委員）

9 番澤田です。収支のやつ見てると、流通経費がすごく多いです。1 年目が 80 万の売上に対して 21 万、5 年目が 290 万に対して 80 万、流通経費こうかかるんだか。農協に出すようになってるけど。

○●●●●氏

この辺はサポートセンターに行って、相談しながら書きました。

○9 番（澤田今日一委員）

サポートセンターで。農協に持っていってだけでしょってぐらいのイメージだ。農協 70 とか 80 農協出荷となっているのに、農協に持っていってだけで 20 万も 30 万もかかるんだか。もっと少なくなるんじゃない。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

推進委員の方は、自分の地域の部分については質問・意見はできますけれども、そういう事ですのでよろしくお願いします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

他に質問・意見ございませんか。

それでは、●●●●さん、審議の結果については、後日事務局からご連絡いたします。

本日はお疲れさまでした。

（●●●●氏 退場）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員
(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
本案について、ご異議ございませんか。

○各委員
(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)
ご異議なしと認め、許可することに決定します。

○議長(西澤清光会長職務代理者)
次に、議案第10号を議題とします。
事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

(分室長 議案のみ朗読)

○事務局
本案は、農地の一時転用を目的とした賃借権設定に関する農地法第5条の許可申請が1件となっております。

申請場所については、事前に送付しております「案内略図」でご確認願います。

それでは、右上に議案第10号関係資料と記載している資料をご覧ください。

申請番号2番、申請地は1筆、借人、貸人、及び転用目的は記載のとおりです。

申請概要については、2ページ目以降に関連資料を添付しております。

資料をめくっていただいて、裏面2ページ目が許可申請書、3ページ目が案内図、4ページ目が法務局の地図、5ページ及び6ページ目が土地利用計画図、7ページ目が農地転用計画書、8ページ目が土地の登記簿、9ページ目及び10ページ目が法人の登記簿となります。

それでは1ページ目に戻っていただいて、許可基準からみた本案件の判断について説明します。

まず、立地基準については、申請地は、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれにも当てはまらないことから「その他の農地」と判断され、その許可基準は第2種農地と同様とされています。

第2種農地の転用は、申請に係る農地に代えて別な土地で目的が達成可能な場合は原則として許可できませんが、例外許可事由の一つに、「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」であり、かつ「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる」というものがあります。

今回の転用は、NTT ドコモ基地局の鉄塔塗装工事のための資材置場及び駐車場として、許可日から令和 5 年 10 月 31 日までの期間利用するものであり、かつ農用地区域外に農地が位置しているため、この事由に該当するものと判断されます。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおおり、①から⑦までの項目につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。

それではご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより本案について審議を行います。

質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、議案第 11 号及び第 12 号は関連がありますので一括審議の議題とします。

事務局、議案朗読及び説明をお願いします。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案に関しましては、根拠法令である農業経営基盤強化促進法の一部改正が令和 5 年 4 月 1 日から施行されており、「農用地利用集積計画」は、「農用地利用集積等促進計画」へと統合されることになっております。

ただし、基盤法の施行後 2 年、または今後策定されることになる地域計画の策定日までのいずれか早い日までは経過措置が適用されますので、記載の条項等については、従前の農業経営基盤強化促進法で運用してまいりますので、ご了承くださいようお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

本案の農用地利用集積計画（案）は、所有権移転が 4 件、利用権設定が 14 件の合計 18 件であります。

個別の内容につきましては、所有権移転の案が 4 ページから 6 ページ、利用権設定の案が 7 ページから 15 ページに記載しております。

これら農用地利用集積計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各号を満たしていると判断しております。

なお、議案第 12 号につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該利用集積計画案決定後における、農地中間管理機構からの転貸予定内容に対する意見も求められています。

それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、9 ページから 11 ページの利用権設定 申請番号 20 番、21 番及び 22 番の審議を行うにあたり、山田正樹委員、山田五月推進委員が議事参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

（山田正樹委員、山田五月推進委員 退席）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

これより当該申請について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

当該申請についてご異議ございませんか。

○各委員

（異議なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ご異議なしと認め、そのように決定します。

山田正樹委員、山田五月推進委員を入場させてください。

(山田正樹委員、山田五月推進委員 入場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

これより、議事参与制限があった申請番号を除く本案について審議を行います。
質問・意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

それでは、議事参与制限があった申請番号を除く本案について、当該計画等のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

ご異議なしと認め、当該計画等は決定といたします。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第7号を議題とします。
事務局説明願います。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の自己所有農地の転用届出が1件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

(了承)

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第8号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転を目的とした転用届出が5件となっており、青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第9号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約が9件となっております。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

事務局説明のとおりでありますので、ご了承願います。

○各委員

（了承）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

次に、報告第10号を議題とします。

事務局説明願います。

（分室長 報告のみ朗読）

○事務局

本案については、令和4年2月に農林水産省から通知があった「農業委員会による最適化活動の推進等について」で示されたもので、農業委員会の最適化活動について、まとめ、点検・評価を行ったうえで、国に報告するという内容となっております。

資料は、A3版の資料が2枚で、右上に「別紙 報告第10号関係資料」と書かれた資料をお配りしたほか、個別に氏名が記載された「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」と書かれた資料をお配りしました。

まずは、別紙資料の上の表になりますが、「令和4年度委員等による最適化活動の実施状況集計表」をご覧ください。こちらは、皆さんにお配りした個人の活動の実績を合計したもので、農地の集積や遊休農地に関する活動回数等をまとめております。

また、その下の表「令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価」は、昨年設定した目標及びそれらの実績となっていて、農地の集積や遊休農地の解消実績のほか、表の右端には、目標の達成状況に対する点検・評価結果を記載しています。この評価は、各目標に対する達成状況に応じた点数によって、客観的に評価される仕組みでありまして、農業委員会の点検・評価結果及び推進委員等の点検・評価結果は記載のとおりとなっております。

ここに書かれた推進委員等の点検・評価結果ごとの人数は、個別に配付した資料の「令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」の一番下の2番の農業委員会による点検・評価の欄に記載された評語をまとめたもので、こちらが活動日数などの達成状況から評語が決定されます。

こちらの表を説明しますと、個人ごとの実績をまとめたものでして、(1)最適化活動の実施状況は皆さんの活動記録簿を、内容ごとに整理した表であります。その下の(2)の①成果目標の達成状況については、市全体での各目標・実績面積を各区域の農地面積割合で按分した面積としております。

また、②の自己の点検・評価の欄についてですが、基本的には記載の内容で進めたいと思っております。

説明は以上ですが、今年度についてもこのような形で点検・評価を行っていくことになり、その結果が皆さんへの年額報酬の原資となる農地利用最適化交付金の配分に影響がありますので、委員の皆様には今年度の活動日数の確保と、活動記録簿の記帳に取り組むようお願いいたします。

○議長（西澤清光会長職務代理者）

ただいまの報告について、皆さんから何かございますか。

○各委員

（意見なし）

○議長（西澤清光会長職務代理者）

それでは、その他に移りますが、皆様から何かございますか。

○8 番（齊藤光朗委員）
（新規就農の議案への表記の仕方について）

○4 番（工藤隆正推進委員）
（水路の払い下げについて）
（大雨復旧工事に関する連絡について）
（油川の圃場整備の調査同意について）

○議 長（西澤清光会長職務代理者）
ほかに事務局から何かありますか。

○事務局
（相続人がいない農地の賃貸借契約について）

○事務局
次回の月例総会は、7月10日（月）午後1時から、場所は「浪岡中央公民館大ホール」での開催となりますので、よろしくお願ひします。

○議 長（西澤清光会長職務代理者）
これもちまして、令和5年度第3回 青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。